

高齢化に伴い現実化する介護問題

介護を必要とする状態になっても自立した生活ができるよう、高齢者の介護を国民みんなで支えることが介護保険制度であり、まだできるだけ日常生活が続けられるよう介護予防を通して支援する仕組みです。

高齢化に伴い、介護問題は避けて通れない状況にあります。本人はもちろん、家族にも大きな負担を及ぼす介護について考えてみましょう。

介護保険制度とは

認知症や老化による身体の衰えなど、高齢者介護は家族にとって経済や精神的な面に大きな負担となります。長寿社会を迎える問題はさらに深刻化。このような現状を踏まえ平成12年に介護保険制度がスタートし、介護サービスの見直しなど、いくつかの改正を行い現在に至っています。この制度は、老後の最大の不安要因である介護を社会全体で支える仕組みとして創設しました。「みんなで支えあう」制度が介護保険です。

介護保険のしくみ

介護保険制度は市区町村が運営します。40歳以上の方は加入者（被保険者）として保険料を納めていただき、介護が必要となつた場合、費用の一部を支払ってサービスが利用できるしくみです。

保険者（安平町）

介護制度の運営、要介護認定の実施、保険証の発行、サービスの確保・整備などを行い

ます。介護予防や地域の総合的な相談・支援の拠点として「地域包括支援センター」が設けられており、制度の円滑な運営を行っています。

被保険者（40歳以上の町民）

保険料を納めていただき、申請により要介護認定後にサービスを受け、利用料を支払います。被保険者は65歳以上第1号被保険者と40歳から64歳までの第2号被保険者に分かれ、前者は介護や日常生活の支援が必要になったときに、市町村の認定を受けサービスを利用できます。後者は老化が原因とされる病気（特定疾病）によることが要件になります。

サービス事業者

指定を受けた社会福祉法人などが利用者に合ったサービスを提供します。要介護認定の区分を基本にケアマネジャー（介護支援専門員）と相談し、利用者の選択によりサービスを受けられます。サービスには、在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスがあります。

地域包括支援センターの仕事・役割

地域包括支援センターとは、地域で暮らす高齢者の方を介護、福祉、健康などの面から総合的に支えるために設けられ、平成18年4月から活動を開始。住み慣れた地域で高齢者がいつまでも健やかに過ごすことを目的としています。

主な活動

介護や健康に関する相談

介護予防ケアプランの作成、要介護認定の申請、健康の維持などへのアドバイス



介護や健康

- 介護予防ケアプランを作りたい
- 要介護認定の申請をしたい

権利を守る

- 財産管理に自信がなくなった
- 悪質な訪問販売の被害にあった

権利を守る相談・助言

財産管理に自信がなくなった、悪質な訪問販売の被害にあった、虐待の不安など

介護予防事業の実施

今後の高齢者施策等に関する資料とするため、町内在住の65歳以上の方を対象に、訪問し現状調査を実施。高齢者の体力向上や要介護状態にならないための教室活動を実施

それぞれの状態に合わせた介護予防を支援

65歳以上の方を対象とした実態調査を実施

